

情個審答申第 4 号
令和3年（2021年）2月15日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和2年（2020年）12月24日付け税市民発第515号で依頼のあった個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を下記のとおり通知します。

記

審議結果

区 分	業 務 の 名 称	担 当 課
特定個人情報保護評価書の第三者点検	個人住民税に関する事務	財政局税務部市民税課
意見の内容		
特定個人情報ファイルを取り扱う個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書について、当専門部会として了承します。		
評価書の記載に関する附帯意見として、熊本市が講ずる措置等において「定期的」や「年に1回」等の表現については、その時期、頻度又は回数をできる限り具体的に記載することを求めます。		
なお、特定個人情報ファイルの取扱いに当たっては、今後、次に掲げる措置に努めるよう要望します。		
1. 個人住民税に係るデータ入力業務を受託した事業者が熊本市の許諾を得ることなく他の事業者に当該業務の一部を再委託していた事案が発生したことを受け、特定個人情報を含む業務を委託・再委託する際には、実地検査等を通じて受託者の履行状況を把握するとともに受託者に対する必要な指導を行うこと。		
2. 情報技術の進展が著しいことから、その都度有効なセキュリティ対策を検討し、随時改善を図ること。		
3. 情報セキュリティに関する研修及び監査が形式的なものにならないよう、その手法等の見直しを検討すること。		

4. 特定個人情報のうち長年に亘り履歴を残す必要があるものについては、それを保有する必要がなくなった場合における当該特定個人情報を適切な時期に消去するための手順を定めること。